解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十四日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

札幌市白石区菊水九条三丁目一番五号
財団法人札幌東高等学校後援会
代表清算人　吉中新太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

札幌市中央区北四条西一二丁目一番地ほく
ろうビル３Ｆ　社団法人北海道労働者会館
代表清算人　渡邊　健一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

岩手県盛岡市紺屋町二番九号
財団法人盛岡市民福祉バンク
代表清算人　晴山　貞美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

岩手県釜石市箱崎町第七地割六一番地二
財団法人箱崎町愛林公益会
代表清算人　植田　有功

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

新潟県上越市南本町三丁目二番一五号
財団法人高田市消防第一分団
代表清算人　田中　一成

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日をもって存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

岡山市北区弓之町五番七号
財団法人岡山社会文化会館
代表清算人　福島　捷美

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月二十六日付けで香川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

香川県坂出市室町二丁目三番五号
坂出市土地開発公社
清算人　加藤　悟史

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十三日開催の評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

愛媛県西条市三芳一〇二七番地の二
財団法人三芳町政岡育英会
代表清算人　川上　哲生

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十一月十五日高知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

高知県幡多郡大月町橘浦二四七番地一六
橘浦生産森林組合
清算人　伊与田　智

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年十一月二十八日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

高知県香美市土佐山田町宮ノ口一二四七番地　清算法人土佐山田町六反田土地改良区
代表清算人　濱田　順一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日鹿児島県日置市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

鹿児島県日置市東市来町長里七八番地一
清算法人東市来町土地改良区
代表清算人　下茂　孝一

公益信託上田記念感染症・化学療法研究奨励基金第二十四期決算公告

一、事業概要

感染症及びその化学療法又は病原微生物に関する研究への助成

研究者助成事業　三件　二、七〇四、六七五円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十五年十二月十六日に終了した。

二、財産目録　平成二十五年十二月十六日現在

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

平成二十六年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託上田記念感染症・化学療法研究奨励基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託函館色彩まちづくり基金第二十一期決算公告

一、事業概要

函館市内におけるまちづくり及びまちの色彩文化に関する事業又は活動等に対する助成

助成事業　一件　五一四、三一二円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十五年十二月十八日に終了した。

二、財産目録　平成二十五年十二月十八日現在

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

平成二十六年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託函館色彩まちづくり基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩郡当別町字大川上通一一〇番地、最後の住所北海道石狩郡当別町東町一一〇番地　被相続人　亡　井上　清三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

事務所札幌市中央区大通西八丁目　桂和大通ビル30　四階　毛利節法律事務所
相続財産管理人　弁護士　毛利　節

第25期決算公告

平成26年1月22日
東京都千代田区九段南二丁目1番30号
コロプラスト株式会社
代表取締役
ヤコブセン・ステファン・リンデ

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,085
	固定資産	197
	合計	3,281
負債及び純資産の部	流動負債	4,138
	（賞与引当金）	(214)
	固定負債	3
	株主資本	△860
	資本金	80
	利益剰余金	△940
	その他利益剰余金	△940
	（うち当期純損失）	(72)
	合計	3,281